



国官参自保第714号の3
平成24年3月23日

一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構理事長 殿

国土交通省自動車局

保障制度参事官室長



脳脊髄液減少症に係る画像診断基準について

標記については、厚生労働省において平成19年度から厚生労働科学研究費補助金で「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」がなされており、平成22年度総括研究報告書にて、脳脊髄液漏が確実な症例を診断するための基準案として、脳脊髄液漏出症及び低髄液圧症について、それぞれ画像判定基準案及び画像診断基準案が報告され、平成23年10月には、これらの診断基準案が診断基準として関係学会の了承を得られ、公表されたところです。

脳脊髄液減少症については、自賠責保険等を通じた被害者の救済に対して期待が高まっていることから、貴機構においても、この診断基準を有効に活用し、適正な保険金の支払いを通じて被害者保護の一層の充実に努めて頂くようお願い致します。